

内閣參質第六号

昭和二十五年三月二日

内閣總理大臣 吉田 茂

參議院議長 佐藤尙武殿

參議院議員青山正一君提出ダレス吉田往復書簡に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員青山正一君提出ダレス吉田往復書簡に関する質問に対する答弁書

一、日本が講和條約の成立に伴い完全な主権を回復した後は、連合国最高司令官によつて設定されたいわゆるマツカーサー・ラインが、そのままの形において存続することは考えられない。

本邦の西部海域及び北方海域に關し、講和條約によつて、これが如何に処理されるかは他の同様の問題と同じくお答えできる段階にない。

二、「百五十海里以内の漁業禁止を内容とする漁業協定」については何も承知しておらない。

三、漁区拡張に關しては、政府は、連合国総司令部に度々懇請を重ねている。しかしその見透しについては未だお答えする段階にない。